

文書分類番号	F 0 1 0
保 存 期 間	5 年

広 刑 総 第 2 8 7 号
平 成 2 5 年 3 月 2 5 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

届出人に対する書面交付の本実施について(通達)

被害の届出人に対する書面交付については、「迅速・確実な被害の届出の受理について(通達)」(平成24年8月29日付け広刑総第1586号)及び「届出人に対する書面交付の試行実施について(通達)」(平成24年8月29日付け広刑総第1587号)により、関係所属において、試行的に実施しているところであるが、この度、本制度を試行実施から本実施に移行することとしたので、関係所属にあつては、次のとおり実施されたい。

1 本実施日

平成25年4月1日から本実施に移行するものとする。

2 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領の制定について(通達)」(平成19年8月8日付け広刑総第613号ほか)に定める連絡対象事件を除いたものを対象とする。

3 実施方法

(1) 制度の教示と連絡票の交付

被害の届出を受理した際、届出人に対し本書面交付制度について説明し、交付を希望した者に対して、別添「連絡票」に、届出の日時、連絡先等を記載し交付することとする。

なお、特定の連絡先がない場合は、原則として、事件主管課の庶務担当係を書面に記載する。

(2) 被害届への明記

連絡票を交付した場合、届出人から受理した被害届の右上余白に、「連絡票交付済み」等と鉛筆で記載し、当該連絡票の交付事実を連絡先担当者が認識できる措置を講じること。

4 留意事項

- (1) 当該連絡票は、あくまでも届出人の便宜のため交付するものであり、警察証明の類の書面ではないので、誤解を受けることのないよう配慮するとともに、警察証明について問い合わせがあった場合には、その申請手続等を適切に教示すること。
- (2) 連絡票を交付する際は、必要に応じ、届出人に対し、再被害を防止するための防犯ポイントの指導や情報提供の協力依頼等を行うこと。

別添

連絡票

届出の日時: 平成 年 月 日
(午前・後 時 分)

本件について、警察に問い合わせをする場合は、

警察署 課 係
(電話番号 - - 内線)

に御連絡ください。

※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

交付係		交付者印	
-----	--	------	--

連絡票

届出の日時: 平成 年 月 日
(午前・後 時 分)

本件について、警察に問い合わせをする場合は、

警察署 課 係
(電話番号 - - 内線)

に御連絡ください。

※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

交付係		交付者印	
-----	--	------	--

連絡票

届出の日時: 平成 年 月 日
(午前・後 時 分)

本件について、警察に問い合わせをする場合は、

警察署 課 係
(電話番号 - - 内線)

に御連絡ください。

※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

交付係		交付者印	
-----	--	------	--

連絡票

届出の日時: 平成 年 月 日
(午前・後 時 分)

本件について、警察に問い合わせをする場合は、

警察署 課 係
(電話番号 - - 内線)

に御連絡ください。

※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

交付係		交付者印	
-----	--	------	--